

# 大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地震により建築物が被災した場合、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るため、被災建築物の応急危険度判定を行う大阪府被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物応急危険度判定(以下「判定」という。)

地震発生後において、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、当該建築物を調査し危険性の度合いを応急的に判定することをいう。

## (登録の対象)

第3条 判定士は、府内に在住又は在勤する次の各号の一に該当する者で、第11条に規定する講習その他知事が第11条に規定する講習と同等以上と認める講習を修了した者の中から登録するものとする。ただし、知事が次の各号の一に該当する者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として別に定める者は登録することができるものとする。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第2項若しくは第4項の規定に基づき国土交通大臣若しくは都道府県知事が行う建築士試験に合格した者、同法第4条第5項の規定により建築士の免許を受けた者又は第2条第5項の規定に基づく建築設備士

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項に定める建築物調査員

(3) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建築施工管理技術検定の第二次検定に合格した者

## (登録の手続)

第4条 前条に該当する者で、判定士の認定及び登録を受けようとする者は、大阪府被災建築物応急危険度判定士登録申請書(以下「登録申請書」という。第1号様式)により知事に対し申請するものとする。

2 前項の申請書には、知事が別に定める書類を添付するものとする。

## (登録簿への登録及び登録証の交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が判定士として適格であると認めるときは、大阪府被災建築物応急危険度判定士登録簿(以下「登録簿」という。)に登録するとともに、当該申請者に大阪府被災建築物応急危険度判定士登録証(以下「登録証」という。第2号様式)を交付するものとする。

2 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が判定士として適格でないと認めるときは、登録してはならない。この場合において、知事は、当該申請者にその旨を通知しなければならない。

#### (登録事項の変更)

第6条 判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項に変更があったときは、大阪府被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があった場合においては、登録簿にその内容を記載する。

#### (登録証の更新)

第7条 登録証の有効期間は、登録した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 登録証の更新を受けようとする者は、有効期間が満了するまでに登録申請書に知事が必要と認める書類を添付して、知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、登録簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に登録証を交付するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、知事は、大阪府内の地方公共団体の職員である判定士から登録証の有効期間満了日の6ヶ月前までに第9条の申請がない場合、登録証の更新の意思があるものとみなし、登録簿に更新した旨を記載するとともに、登録証を交付するものとする。

#### (登録証の再交付)

第8条 判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、大阪府被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書(第4号様式)により知事に再交付を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

3 前項の規定により登録証の再交付を受けた者は、紛失した登録証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納するものとする。

#### (登録の抹消)

第9条 判定士は、登録の抹消を申請しようとするときは、大阪府被災建築物応急危険度判定士登録抹消届(第5号様式)に登録証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該者を登録簿から抹消するものとする。

#### (登録の取消)

第10条 知事は、判定士が次の各号の一に該当する場合においては、登録を取り消すことができる。

(1) 建築士法第9条の規定により免許の取消しを受けたことが判明したとき

(2) 建築士法第10条第1項の規定により懲戒処分を受けたことが判明したとき

(3) 建築基準法第12条の2第3項の規定により建築物調査員資格者証の返納を命ぜられたことが判明したとき

(4) 建設業法施行令第41条第1項の規定により合格の取り消しがなされたことが判明したとき

(5) 不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき

(6) 第4条に基づく登録手続で、第3条に該当する内容に虚偽があったと判明したとき

(7) 前各号に規定する場合のほか、別に定める要件により知事が必要と認めたとき

2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その者を登録簿から抹消するとともに、本人にその旨通知し、登録証を返納させるものとする。

(講習)

第 11 条 協議会は、府内に在住又は在勤する建築士等を対象に、応急危険度判定に必要な知識及び技能向上のための講習を実施するものとする。

(電子情報処理組織の使用)

第 12 条 次の表の左欄に掲げる申請又は届出は、その規定にかかわらず、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機と当該申請又は届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。また、その申請又は届出は、次の表の右欄に掲げる書面により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

判定士の認定及び登録の申請(第4条関係)	登録申請書(様式第1号)
登録事項の変更の届出(第6条関係)	大阪府被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届(第3号様式)
登録証の再交付の申請(第8条関係)	大阪府被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書(第4号様式)
登録の抹消の届出(第9条関係)	大阪府被災建築物応急危険度判定士登録抹消届(第5号様式)

2 前項の規定により行われた申請又は届出は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日) 1 この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

(経過措置) 2 この要綱の施行前に第 12 条に規定する講習を修了した者については、第4条第1項の規定に関わらず、登録申請の期限を平成 10 年1月 31 日とする。

附 則 (施行期日) この要綱は、平成9年3月 27 日から施行する。

附 則 (施行期日) この要綱は、平成 10 年9月1日から施行する。

附 則 (施行期日) この要綱は、平成 13 年1月 31 日から施行する。

附 則 (施行期日) この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (施行期日) この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (施行期日) この要綱は、平成 20 年 5 月 12 日から施行する。

附 則 (施行期日) この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (施行期日) この要綱は、平成 25 年 7 月 31 日から施行する。

附 則 (施行期日) この要綱は、平成 28 年 8 月 19 日から施行する。

附 則 (施行期日) この要綱は、平成 30 年 10 月 30 日から施行する。

附 則 (施行期日) この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（施行期日） この要綱は、令和 3 年11月 1 日から施行する。

附 則（施行期日） この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（施行期日） この要綱は、令和 4 年 10 月 6 日から施行する。

附 則（施行期日） この要綱は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（施行期日） この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条、第7条関係）

年 月 日

大阪府知事 様

申請者氏名

大阪府被災建築物応急危険度判定士登録申請書 (  新規  更新 )

大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱の規定に基づき、判定士としての (  登録  登録証の更新 ) を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

		受講(登録)番号				
氏名	(フリガナ)			性別	【回答欄】 ※右のうち該当するものを選択 1.男 2.女 3.回答しない	
生年月日	西暦	年	月	日	血液型 型 RH	
住所	郵便番号	-	住所			
電話番号	携帯電話	固定電話		FAX		
メールアドレス	(携帯)			(PC)		
登録要件	(下記のうち主として該当するものを1つ選択)			登録年月日 (西暦) 年 月 日		
	【回答欄】 1.建築士(一級・二級・木造) (試験合格者を含む)・建築設備士 2.特定建築物調査員 3.建築施工管理技士(一級・二級) 4.国又は地方公共団体の職員 (経験者含む) 5.教授(准)、講師又は助手	建築士 免許番号	一級建築士	大臣	第( )号	
			二級建築士 木造建築士	知事	第( )号	
行政 職種	※国又は地方公共団体の職員のみ記入			【回答欄】 ※右のうち該当するものを選択 1.建築職 2.土木職 3.その他		
活動経験	※更新申請者のみ記入(活動経験は実際の災害時の経験の有無をご回答ください。)					
	【回答欄】 ※右のうち該当するものを すべて選択(複数回答)			1.判定士 2.判定コーディネーター		
勤務先	名称	(フリガナ)			所属部署(部課名)	
	所在地	郵便番号	-	住所		
	電話	電話			FAX	
	種別	【回答欄】 ※右のうち該当するものを選択			1.民間会社 2.官公庁 3.UR都市機構 4.大学・研究機関等 5.その他	
上欄で「5.その他」を選択した場合、具体的内容						

※登録	登録日	
	番号	
※備考		

年 月 撮影
写真
カラー・6か月以内 無帽、正面、 上半身、無背景 縦4cm×横3cm
(のりづけ)

用紙による提出の場合は袋に入れてご提出ください。
写真
カラー・6か月以内 無帽、正面、 上半身、無背景 縦4cm×横3cm
(袋をのりづけ)

注)裏面もご記入ください。

緊急連絡先	【回答欄】 ※右のうち該当するものを選択	1.自宅 2.勤務先 3.その他	「3.その他」を選択した方のみ、記載してください。	【本人以外への連絡先・連絡相手方氏名】 氏名 電話番号
所属団体	下記団体に所属している場合は該当するものを選択			1.(公社)大阪府建築士会 2.(一社)大阪府建築士事務所協会 3.(公社)日本建築家協会近畿支部 4.(一社)日本建築協会
判定協力	地方公共団体から要請があった場合は、下記の活動区域において協力できます。(該当部分にチェックしてください)			
【回答欄】 ※右のうち該当するものを選択	1. 大阪府内の判定はもとより、全国の被災地に判定調査団員として派遣されることに協力できます。(3泊以内の宿泊可) 2. 大阪府内及び、近畿圏内のみ協力できる(原則日帰り) 3. 大阪府内のみ協力できる(日帰り)			

- ※印欄は記入しないでください。
- 性別は、判定活動時のトイレや宿泊場所の配慮に必要なためお伺いしています。
- 添付書類(更新時には不要)
  - 建築士(試験合格者を含む)・建築設備士:免許証、免許証明書又は試験の合格通知証の写し等
  - 特定建築物調査員:資格者証の写し
  - 建築施工管理技士検定試験の合格証明書
  - 国及び地方公共団体の職員(経験者含む):被災建築物応急危険度判定士登録要件申立書(申請時に在籍する部署が建築、土木または危機管理の業務を所管する部署である場合は不要)
  - 講習会の修了証の写し
  - 大学・短期大学等における建築構造系講座担当教授、准教授、助手:在勤証明書

※下記の同意書は**更新時には同意済として記入不要**です。

同 意 書	
大阪府知事 様	
<p>私が、大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱第4条第1項の規定により申請書に記入した情報について、地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るために行われる被災建築物応急危険度判定(以下「判定」という。)を円滑に実施するため、大阪府都市整備部事業調整室で保有し、下記の第一の各号に掲げる団体へ提供するとともに、同団体が、第二の各号に掲げる事項を伝達するために利用することに同意します。</p>	
記	
第一 (提供する団体)	<ol style="list-style-type: none"> <li>①府内市町村担当課</li> <li>②他の都道府県担当課</li> <li>③国土交通省</li> <li>④一般財団法人大阪建築防災センター</li> <li>⑤公益社団法人建築技術教育普及センター</li> <li>⑥公益社団法人大阪府建築士会等建築関係の公益法人</li> </ol>
第二 (伝達の目的)	<ol style="list-style-type: none"> <li>①判定活動への協力要請</li> <li>②府及び市町村が実施する判定に関する体制整備への協力要請</li> </ol>
年 月 日	住所 _____
	氏名 _____



大阪府知事 様

(届出者) 氏名

大阪府被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届

大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱第6条第1項の規定に基づき、登録事項に変更が生じたので届け出ます。

		登録番号	第	号
		変更後		
		変更前		
氏名	フリガナ	フリガナ		
住所	フリガナ	フリガナ		
	〒	〒		
	電話 ( ) -	固定電話 ( ) -	-	
	FAX ( ) -	携帯電話 ( ) -	-	
		FAX ( ) -	-	
メール アドレス				
勤務先	名称	フリガナ		
	所属			
	所在地	フリガナ		
		〒		
		電話 ( ) -	固定電話 ( ) -	-
	FAX ( ) -	携帯電話 ( ) -	-	
		FAX ( ) -	-	
種別	1.民間会社 2.官公庁 3.UR都市機構 4.大学・研究機関等 5.その他( )	1.民間会社 2.官公庁 3.UR都市機構 4.大学・研究機関等 5.その他( )		
緊急連絡先	1.自宅 2.勤務先 3.その他 (1,2.の連絡先以外の方は以下を記入してください。)	1.自宅 2.勤務先 3.その他 (1,2.の連絡先以外の方は以下を記入してください。)		
	フリガナ	フリガナ		
	〒	〒		
	電話 ( ) -	固定電話 ( ) -	-	
	FAX ( ) -	携帯電話 ( ) -	-	
		FAX ( ) -	-	
※備考				

- 1.変更箇所のみ記入してください。
- 2.※印欄は記入しないでください。

年 月 日

大阪府知事 様

（申請者）氏名

大阪府被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書

大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱第8条第1項の規定に基づき、登録証の再交付を申請します。

	登録番号	第 ー ー 号	
氏 名	フリガナ	性 別	生年月日(西暦)
		男 ・ 女	年 月 日
住 所	フリガナ		
	〒		
	固定電話 ( ) ー	FAX ( ) ー	
連 絡 先	携帯電話	メールアドレス (携帯・PC)	
血 液 型	A+ B+ O+ AB+ A- B- O- AB- (○で囲ってください。)		
再 交 付 理 由	1.紛失 2.破損 3.その他 ( )		

※ 備 考	
-------	--

袋をのりづけする。

<p>写真 (カラー)</p> <p>6 か 月 以 内 無 帽、正 面、 上 半 身、無 背 景 縦 4 cm × 横 3 cm</p>
---

袋に入れ、袋をのりで張ってください。

※欄は記入にしないでください。

年 月 日

大阪府知事 様

(届出者) 氏名

### 大阪府被災建築物応急危険度判定士登録抹消届

大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱第9条第1項の規定に基づき、登録の抹消を届出  
ます。

		登録番号	第	号
氏 名	フリガナ		性 別	生年月日(西暦)
			男 ・ 女	年 月 日
住 所	フリガナ			
	〒			
	電話 ( ) -	FAX ( ) -		

※ 備 考	
-------	--

- 1.登録証を添付してください。
- 2.※欄は記入にしないでください。

袋をのりづけする。

大阪府被災建築物応急  
危険度判定士登録証

ビニール袋に入れ、袋をのりで張ってください。